

長者ヶ崎海岸営業組合ルール

令和5年5月改定

1、営業時間

閉店時間 17:00

- ① 閉店後は、ロープ等店内を囲うなどのクローズサインを出し、一般客に対して明確に意思表示を行う事。
- ② オープンは、6時以降とし、海水浴場開設時間の9時00分までは積極的な営業、勧誘は行わない事。
- ③ 例外 地域のイベント等は除く。

2、クラブ化の禁止

- ① 「クラブ化」の形態による営業は絶対に行わないこと。
- ② 「クラブ化禁止」徹底のための対策

ア 海の家フロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けないこと。

イ 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員からの海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、確認を行なうこと。

ウ クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わないこと。

3、イベント

- ① すべてのイベントは葉山海水浴場を魅力あるものとするを基本にする。
- ② 営業中に音楽を流す場合は80デジベル以下とし、近隣住民に迷惑をかけたり、他の店舗の営業妨害になったりするような音はださないこと。
- ③ 音楽イベントは行わないこと。
- ④ 音楽イベント以外で30人以上の参加者が予定されているイベントについては、組合長を通じて実施日時、参加予定人数、内容をイベント実施日の一週間前までに町に報告すること。

4、風紀

- ① 従業員は、刺青その他これに類する外観を有するものを露出してはならない。
- ② 酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。
- ③ 店内及び店舗周辺での違法薬物の使用について、徹底した防止に努めること。
- ④ アルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないように徹底すること。また、飲酒後は遊泳しないよう注意を促すこと。
- ⑤ 店舗側において対応が困難なトラブル発生の場合は、速やかに警察に通報すること。
- ⑥ 強引な客引きは行わないこと。

5、苦情対応

- ① 海を家の営業全般に関する苦情窓口は組合長に置くこととする。
連絡先 090-1776-6586（大森憲二）
- ② 苦情を受けたときは、当事者と協議を行い再発防止に努めること。
- ③ 海水浴場使用者や地域の住民から受けた要望・苦情について、記録簿を作成し、関係行政機関からの要請があれば、これを提出すること。

6、美化活動

- ① 清掃責任者は各店営業者とする。毎朝、各店舗前の海浜の清掃を実施すること。
- ② ゴミの処理は業者による回収で処理するものとする。
- ③ ゴミの提出時間は8:30までとする。
- ④ ゴミの収集場所は監視所脇とする。
- ⑤ ゴミの資源化、減量化、分別を徹底し、なるべく店内にゴミを残さないこと。店内にゴミを残す場合はネットをかける等、外から見えないようにすること。
- ⑥ 収集場所の清掃は組合員が輪番制にて清掃すること。
- ⑦ 利用者にゴミの持ち帰り運動を伝えること。
- ⑧ 台風等により大量のごみが発生したときは、町と協議の上迅速且つ適正に処理すること。
- ⑨ 海の家排水は浸透枳で処理し、公衆衛生のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。また、廃油を廃棄物として別に処理し排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組むこと。

水上バイクについて

- ① 海水浴場（遊泳区域）周辺で水上バイクを利用される場合は、利用者に対し、徐行エリア、係留禁止エリア等のルールを十分に周知し、また厳守させること。

8、暴力団排除

- ① 暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる取引は行わないこと。
- ② 暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海を家の従業員の身分証明や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成し、組合長に提出すること。

9、車両の乗り入れ及び砂浜への駐車禁止

- ① 歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み下ろし時以外に車両を砂浜に乗り入れないこと。
- ② 災害時等に緊急時に重機等を乗り入れる際は町に報告すること。
- ③ 組合員及び業者は原則として9:00～17:00の間は乗り入れない。

迷惑駐車、違法駐車

- ① 基本的に駐車場の営業時間内の営業となるので対応しない。

11、海を家の建築・撤去時の注意

- ① 海を家の建築・撤去期間は占有期間内とする。
- ② 海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の適切な対応を行なうこと。

12、海を家の占有許可

- ① 海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用者が求めてから設置し、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占有許可区域以外に設置することにより、一般の利用を妨げることはないよう徹底すること。
- ② 占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、海の家撤去後の原状復帰を徹底し、景観の保全に努めること。

13、災害時の対応

- ① 地震等の災害発生時など、緊急時における海を家の利用者の避難誘導等の具体的方法は、行政等の関係者との連携を図る。
- ② 非常時の避難経路について店内に明示すること。

14、罰則

組合は組合員の違反行為があった場合、違反行為について調査して、違反者に対して警告または改善命令で改善を図る。

改善されない場合は、海水浴場開設期間であっても営業停止とし、休業の者を除く全組合員の 2/3 以上の議決により組合員を除名する。

15、その他

- ① 組合の定款、規約及び提出した誓約書の内容を遵守すること。
- ② 規約の改定は行政の指導または休業の者を除く全組合員の 2/3 以上の議決により行う。

（ 附則

6、美化活動

- ⑩ 「はやまクリーンプログラム」の趣旨に則り、プラスチック製品の使用削減に努める。